

平戸市水道ビジョン 2026

— 2026 ~ 2035 —



平戸市水道局

【 目 次 】

第1章 策定の趣旨と位置づけ	
1.1 策定の趣旨	1
1.2 位置づけ	2
第2章 水道事業の概況	
2.1 平戸市の概要	3
2.2 水道事業の沿革	3
2.3 水道事業の概況	3
第3章 水道事業の現状評価と課題	
3.1 水源	12
3.2 貯水・取水・導水施設	14
3.3 浄水施設	14
3.4 送・配水施設	14
3.5 未普及地域	16
3.6 水質	16
3.7 災害事故対策	17
3.8 利用者サービス	18
3.9 事業経営	19
3.10 組織体制	22
第4章 水需要予測	
4.1 給水人口の予測	24
4.2 水需要の予測	24
第5章 基本理念の実現に向けた目標と方策	
5.1 施策体系	25
5.2 「安全」《安全でおいしい水道水の提供》	26
5.3 「強靱」《災害に強い水道》	27
5.4 「持続」《健全な供給基盤の継続》	29
第6章 経営の見通し	
6.1 経営戦略の概要	31
6.2 投資計画	32
6.3 財政計画	33
第7章 フォローアップ	
7.1 事後検証	35
資料	
水道事業の沿革	36
財政計画（収益的収支）	37
財政計画（資本的収支）	38

※表紙の写真は、令和5年度「第65回水道週間」図画の部（小学校低学年）特選作品
（大島小学校 3年生）

第1章 策定の趣旨と位置づけ

1.1 策定の趣旨

(1) 国の取り組み

厚生労働省では、平成16年に策定した水道ビジョンを平成20年に改訂し、これを基に水道に関する各種取り組みを進めてきました。しかしながら、人口減少社会の到来や東日本大震災の経験など水道を取り巻く状況に大きな変化が生じていることを受け、取り組み内容を見直し、平成25年3月に「新水道ビジョン」を公表しました。

新水道ビジョンでは、これまで水道関係者が経験したことの無い時代に求められる課題に挑戦するため、50年・100年先を見据えた水道の理想像を明示し、その理想像を具現化するために、当面の間に取り組むべき事項や方策、関係者の役割分担が具体的に示されています。

一方、平成26年8月には総務省から公営企業に対して中長期的な経営の基本である「経営戦略」を策定するよう、また、令和4年1月には、策定した経営戦略に沿った取り組みの状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、3年から5年以内に経営戦略の見直しを行うよう通知があったところです。

(2) 平戸市水道事業の状況

本市水道事業は、平成20年の厚生労働省の水道ビジョンの改訂を受け、平成22年3月に限られた資源・人員・財源の中でより効率的で効果的な事業運営を行い、かつ高度で良質なサービスの提供を図るための施策を示した「平戸市地域水道ビジョン」を、平成29年3月には総務省からの通知に基づき、「平戸市水道事業経営戦略」をそれぞれ策定してきました。

その後、令和2年3月には、これらを統合した「平戸市水道ビジョン（経営戦略）」（計画期間：令和2～11年度）を策定してきたところです。

(3) 平戸市水道ビジョン2026策定の趣旨

令和2年3月策定の水道ビジョン（経営戦略）に基づき、これまで事業経営をしてきましたが、その後の本市水道事業を取り巻く環境は大きく変化しました。

人口減少等に伴う料金収入の減少、人件費上昇や物価高騰によるコストの増大、及び老朽化した施設の更新や耐震化を含めた安全対策など、今後も多くの課題に対応した取り組みを進める必要があり、経営状況は一段と厳しくなっています。

このような背景のもと、今後の本市水道事業が直面する多くの課題に対応するため、各種計画や目標の見直しを行い、今般、「平戸市水道ビジョン2026」を改定しました。

また、今回の改定において、50年後、100年後も安全で安心な水道水を安定的に供給できるよう直近10年間の目標を定め、実現するために必要な投資額とその財政計画である「経営戦略」も併せて改定しております。

1.2 位置付け

(1) 平戸市水道事業の基本理念

本市が平成29年度に策定した「平戸市未来創造羅針盤（第2次総合計画）」の中で、まちの未来像として「夢あふれる未来のまち平戸」を掲げています。

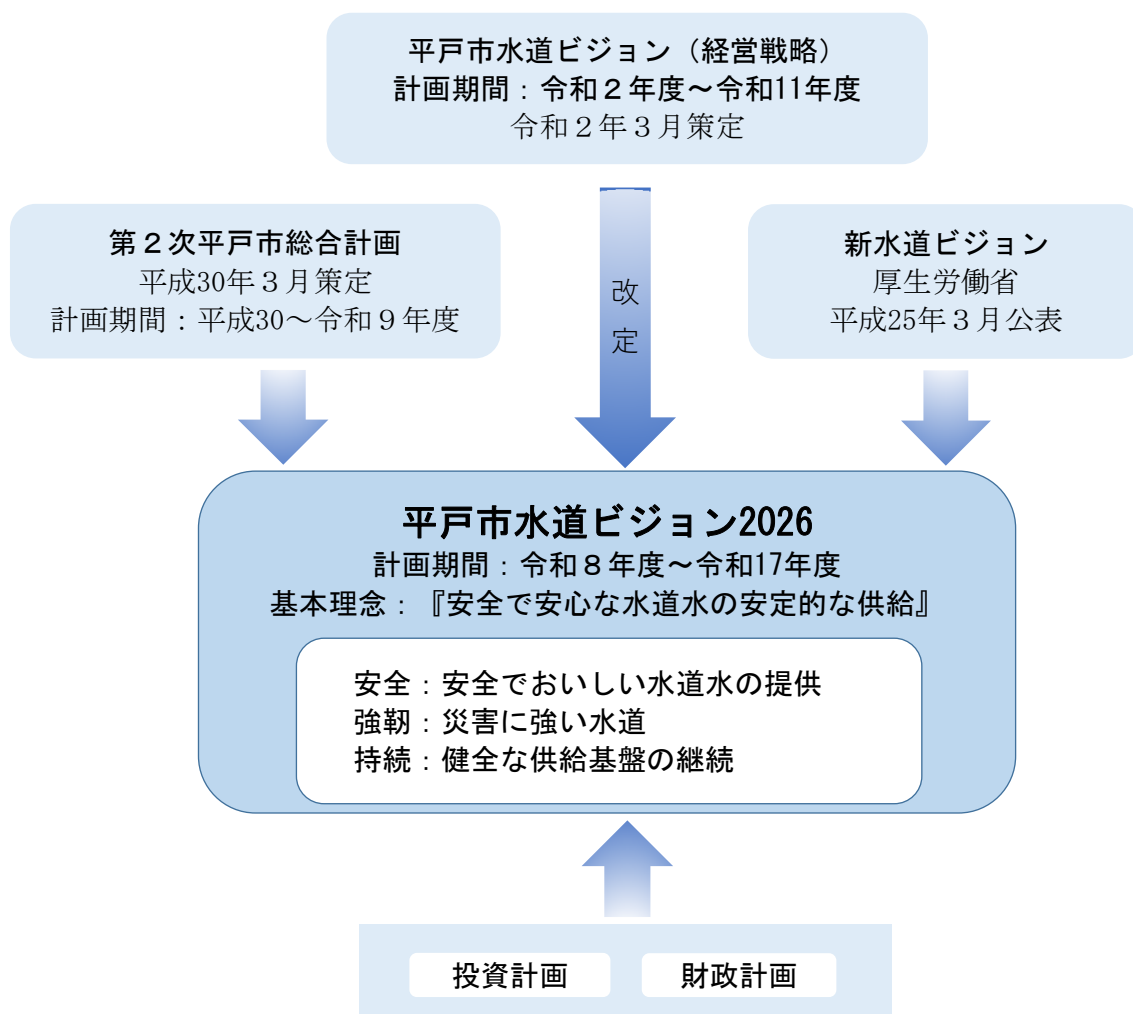
これを実現するため、6つの基本プロジェクトが設定されており、水道事業においては、「住み良いまちを支える生活基盤の実現」を基本方向、「安全で安心な水道水を安定的に供給する」を基本施策としています。

このことなどから、本市水道事業の基本理念を『安全で安心な水道水の安定的な供給』とし、国の定めた「新水道ビジョン」との整合を図りながら、具体的な施策を展開します。

(2) 計画期間

この「平戸市水道ビジョン2026」の計画期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。

なお、計画期間中に社会情勢等の大きな変動や総合計画及び実施計画による変更、水道料金の改定がある場合などには、必要に応じて本計画を見直すこととします。



第2章 平戸市の概要及び平戸市水道事業の概況

2.1 平戸市の概要

本市は、平成17年10月、旧平戸市、旧生月町、旧田平町、旧大島村が合併し誕生しました。

九州の西、長崎県の北西端に位置し、平戸島、生月島、大島、度島、高島の有人島及び九州本土北西部の沿岸部に位置する田平と周辺の多数の島々で構成されています。

平戸島は、田平と平戸大橋により、生月島は、平戸島と生月大橋で結ばれています。

大島、度島、高島は離島であり、交通手段は船舶のみです。



2.2 水道事業の沿革

本市の水道事業は、旧平戸市が1921（大正10）年3月に計画給水人口 4,000人、計画一日最大給水量 440m³として創業認可を受け、1924（大正13）年4月に給水を開始しました。以降、旧田平町、旧生月町、旧大島村と順次創業認可を受けて給水を開始し、戦後復興及び高度経済成長期における水需要増加に対応するため、数回の事業拡張及び事業統合を経て、2015（平成27）年3月には現在の平戸市水道事業の認可を受け、2017（平成29）年4月から、計画給水人口29,240人計画一日最大給水量14,070m³として水道事業を実施しています。

※36頁に沿革一覧を掲載

2.3 水道事業の概況

(1) 業務概況

(令和6年度決算数値)

	平戸地区	生月地区	田平地区	大島地区	計
現在給水人口(人)	15,419	4,435	6,438	859	27,151
区域内普及率(%)	99.0	100.0	99.0	100.0	99.2
給水件数	7,904	2,416	3,064	586	13,970
年間総配水量(m ³)	2,049,812	545,128	772,137	99,760	3,466,837
年間有収水量(m ³)	1,582,090	389,001	687,082	74,089	2,732,262
有収率(%)	77.2	71.4	89.0	74.3	78.8

(2) 水道施設の概要

地区別の水源を取水後、適正な浄水処理を経て、浄水を貯める配水池へ送水し、そこから自然流下もしくは中継ポンプ所を經由して各給水区域へ配水しています。

下表に示すとおり水道施設の一覧を整理すると、水源15箇所、浄水場8箇所、配水池91箇所、減圧水槽11箇所、ポンプ場51箇所と多くの水道施設を保有しています。

■水道施設数一覧表

地区	浄水場系統	水道施設数				
		水源	浄水場	配水池	減圧水槽	ポンプ場
平戸北部地区	平戸浄水場	2	1	37	1	24
平戸中南部地区	阿奈田浄水場	1	1	23	3	16
	迎紐差浄水場	1	1	2	0	2
	早福浄水場	2	1	2	0	0
生月地区	神の川浄水場	2	1	9	0	1
田平地区	田平浄水場	3	1	6	2	2
	下亀浄水場	2	1	4	2	6
大島地区	的山大島浄水場	2	1	8	3	0
合計		15	8	91	11	51

■浄水場一覧

平戸浄水場



水源	神曾根ダム 箕坪ダム
供用開始	昭和55年
処理方法	急速ろ過
施設能力	6,300m ³ /日
年間給水量	1,542,320m ³
1日最大給水量	5,308m ³

阿奈田浄水場



水源	阿奈田ダム
供用開始	平成23年
処理方法	急速ろ過
施設能力	1,805m ³ /日
年間給水量	480,092m ³
1日最大給水量	1,619m ³

迎紐差浄水場



水源	火除水源
供用開始	昭和51年
処理方法	急速ろ過
施設能力	373m ³ /日
年間給水量	12,808m ³
1日最大給水量	107m ³

早福浄水場



水源	早福第1水源 早福第2水源
供用開始	昭和58年
処理方法	緩速ろ過
施設能力	86m ³ /日
年間給水量	14,592m ³
1日最大給水量	58m ³

※年間給水量及び1日最大給水量については、令和6年度実績値。

神の川浄水場



水源	神の川ダム 桜川ダム
供用開始	令和5年
処理方法	緩速ろ過
施設能力	2,120m ³ /日
年間給水量	545,128m ³
1日最大給水量	2,047m ³

田平浄水場



水源	田平第1水源 田平第2水源 田平第3水源
供用開始	平成19年
処理方法	緩速ろ過
施設能力	1,481m ³ /日
年間給水量	432,456m ³
1日最大給水量	1,883m ³

下亀浄水場



水源	久吹第1水源 久吹第2水源
供用開始	平成30年
処理方法	緩速ろ過
施設能力	1,339m ³ /日
年間給水量	339,681m ³
1日最大給水量	1,154m ³

的山大島浄水場



水源	轟川砂防ダム 東流川砂防ダム
供用開始	平成12年
処理方法	緩速ろ過
施設能力	470m ³ /日
年間給水量	99,760m ³
1日最大給水量	358m ³

※年間給水量及び1日最大給水量については、令和6年度実績値。

■配水池一覧

地区	浄水場系統	名称	
平戸北部地区	平戸浄水場	木引配水池	木引高部配水池
		二本松配水池	後平配水池
		赤坂1号配水池	赤坂2号配水池
		戸石川配水池	上大垣配水池
		杉山配水池	大野配水池
		崎方配水池	田助配水池
		油水配水池	神崎高部配水池
		神崎高部調整池	神崎低部配水池
		度島調整池	度島1号配水池
		度島2号配水池	大瀬配水池
		下中野配水池	川内在配水池
		川内高部配水池	山中配水池
		野屋敷配水池	主師配水池
		平戸中南部地区	阿奈田浄水場
宝亀1号配水池	宝亀2号配水池		
木場配水池	田崎高部配水池		
田崎低部配水池	宝亀調整池		
獅子1号配水池	獅子2号配水池		
高越配水池			
大川原第1配水池	大川原第2配水池		
船木配水池	赤松調整池		
木ヶ津第1配水池	木ヶ津第2配水池		
中南部配水池	草積配水池		
飯良配水池	中津良配水池		
神船配水池	敷佐配水池		
猪渡谷配水池	堤配水池		
津吉配水池	大佐志配水池		
大野配水池	船越配水池		
志々伎第1配水池	志々伎第2配水池		
野子配水池	野子低部配水池		
野子高部配水池			
	迎紐差浄水場	深川低部配水池	深川高部配水池
	早福浄水場	早福低部配水池	早福高部配水池
生月地区	神の川浄水場	山頭配水池	代作配水池
		佳路配水池	前目第1配水池
		飛石第1配水池	前目第2配水池
		飛石第2配水池	御崎配水池
		蓮田配水池	
田平地区	田平浄水場	日ノ浦配水池	小崎配水池
		山内第1配水池	吹上配水池
	山内第2配水池	吹上高部配水池	
	下亀浄水場	下亀No.1配水池	下亀No.2配水池
牟田配水池		下寺配水池	
大島地区	的山大島浄水場	大根坂第1配水池	大根坂第2配水池
		的山低部第1配水池	的山低部第2配水池
		神ノ浦第1配水池	神ノ浦第2配水池
		的山高部第2配水池	板ノ浦第2配水池

■ 主な配水池



赤坂配水池



戸石川配水池



崎方配水池



木引配水池



中南部配水池



津吉配水池



山頭配水池



佳路配水池



蓮田配水池



小崎配水池



下寺配水池



日ノ浦配水池



神の浦配水池



的山高部配水池



大根坂配水池

■ ポンプ場一覧

地区	浄水場系統	名称	
平戸北部地区	平戸浄水場	木引送水ポンプ室	下中野送水ポンプ室
		赤坂送水ポンプ室	木引高部送水ポンプ室
		戸石川送水ポンプ場	上大垣中継ポンプ場
		杉山ポンプ場	大久保中継ポンプ場
		油水送水ポンプ場	神崎高部送水ポンプ場
		度島中継ポンプ場	主師送水ポンプ場
		大野中継ポンプ場	川内高部ポンプ場
		山中増圧ポンプ場	野屋敷ポンプ場
		千光寺加圧ポンプ場	笠下加圧ポンプ場
		木引加圧ポンプ場	水垂中継ポンプ場
		平戸中南部地区	阿奈田浄水場
木場ポンプ場	高越送水ポンプ場		
赤松中継ポンプ室	赤松中継ポンプ場		
大川原第1送水ポンプ室	大川原第2送水ポンプ室		
船木送水ポンプ場	堤送水ポンプ場		
大佐志送水ポンプ場	大佐志中継ポンプ場		
船越送水ポンプ場	向月中継ポンプ場		
野子中継ポンプ場	野子高部中継ポンプ場		
飯良中継ポンプ場	根獅子加圧ポンプ場		
田代加圧ポンプ場	迎紐差加圧ポンプ場		
生月地区	迎紐差浄水場	深川中継ポンプ場	深川高部送水ポンプ場
生月地区	神の川浄水場	山頭送水ポンプ室	
田平地区	田平浄水場	日ノ浦送水ポンプ室	山内送水ポンプ室
	下亀浄水場	吹上送水ポンプ室	小崎送水ポンプ室
		吹上高部送水ポンプ室	小手田中継ポンプ場
		下寺送水ポンプ場	第3加圧ポンプ場

■主なポンプ場



大久保中継ポンプ場



油水送水ポンプ場



度島中継ポンプ場



水垂中継ポンプ場



戸石川送水ポンプ場



上大垣中継ポンプ場



大野中継ポンプ場



山中増圧ポンプ場



京崎送水ポンプ場



高越送水ポンプ場



赤松中継ポンプ場



向月ポンプ場



船木送水ポンプ場



船越送水ポンプ場



小手田中継ポンプ場

第3章 水道事業の現状評価と課題

3.1 水源

●現状

現在休止中の水源を除いて、12箇所の地表水（河川水・ダム湖水）と、3箇所の地下水、計15箇所の水源を保有しています。

■水源一覧表

No.	地区	区分	水源の名称	有効貯水量 (m^3)	計画取水量 ($m^3/日$)
1	北部	平戸浄水場	神曾根ダム（市所有）	100,000	2,450
			箕坪ダム（市所有）	520,000	4,340
2	中部	阿奈田浄水場	阿奈田ダム（市所有）	130,000	1,986
		迎紐差浄水場	火除水源（地下水）	—	410
3	南部	早福浄水場	早福第1水源（平床溜池）	3,000	68
			早福第2水源（地下水）	—	18
4	生月	神の川浄水場	神の川ダム（県所有）	160,000	2,480
			桜川ダム（市所有）	120,000	1,200
5	田平	田平浄水場	田平第1水源 （表流水：釜田川上流）	—	700
			田平第2水源（地下水）	—	500
			田平第3水源 （表流水：釜田川下流）	—	429
		下亀浄水場	久吹第1水源（表流水）	—	720
			久吹第2水源（表流水）	—	753
6	大島	的山大島浄水場	轟川砂防ダム（県所有）	27,000	253
			東流川砂防ダム（県所有）	30,000	264
合計				1,090,000	16,571



阿奈田ダム（大川原町）



神の川ダム（生月町南免）

◆課題

本市は、流路延長が短い急勾配の中小河川が多く、平地が少ないことにより河川の保水能力が低いことから、ダムの建設を行い水源の安定確保を図ってきました。

しかしながら、季節によっては安定水量を確保できないダム等もあります。

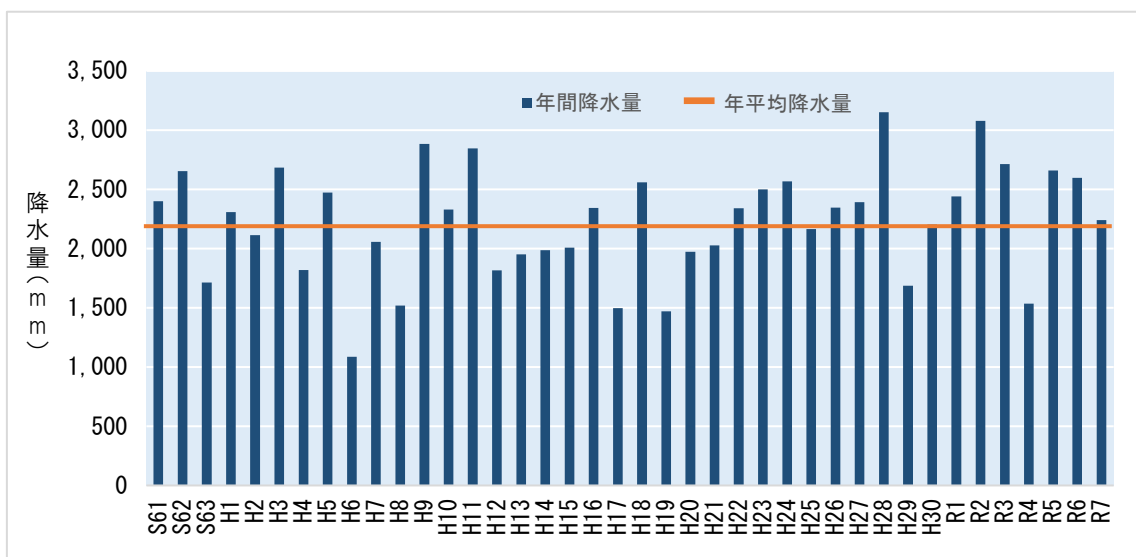
最近では、令和7年に冬から梅雨時期にかけての少雨により神の川ダムの貯水量が低下したため湧水対策本部を設置し、節水の呼びかけや山田土地改良区所有の落ち木場ため池から補水を行うなど、給水制限等の回避に向けての取り組みを行いました。

また、箕坪ダム、東流川砂防ダムにおいても、貯水率の低下が見られたため、状況を注視するとともに、取水の調整を行いました。

近年の地球規模での異常気象に伴う少雨傾向や降水量の大幅な変動により、常時安定した水源の確保が困難になりつつあります。

渇水時における休止水源の活用や民間水利の融通など緊急水源の確保について、万一に備え検討しておく必要があります。

■年間降水量の推移（観測地点：平戸）



3.2 貯水・取水・導水施設

●現状

休止中を除く15ヶ所の水源のうち、ダム貯水施設が7箇所あり、事業全体の一日の取水量の約80%を占めています。

取水施設は、各水源にそれぞれ設置していますが、一部の施設を除き小規模で老朽化が著しい状況です。

◆課題

中南部地区及び田平地区を除く地区においては、取水・導水施設が老朽化しているため、今後計画的な更新が必要です。

3.3 浄水施設

●現状

浄水施設は、8ヶ所ありそれぞれの水源水質に応じて「急速濾過、緩速濾過」等の浄水処理を行い、各地区の給水人口に応じた配水量を適宜供給しています。

◆課題

平戸北部地区および大島地区においては、浄水施設の老朽化が進行しているため、今後更新が必要です。

また、本市最大規模の平戸浄水場は、昭和54年の完成後、浄水場内の機械設備及び電気設備等の多くの設備が耐用年数を経過しています。近年は、年次的に各種設備の改修や取替工事を行い、長寿命化に努めているところですが、今後年数の経過とともに、さらに改修費用の増大が懸念されます。当該施設の機能を維持していくためにはこれまで同様に年次的に改修すべきか、または全面的に建て替えるべきかについて、事業費や人口減少に伴う水需要の動向等を総合的に比較検討しながら慎重に判断を行う必要があります。

3.4 送・配水施設

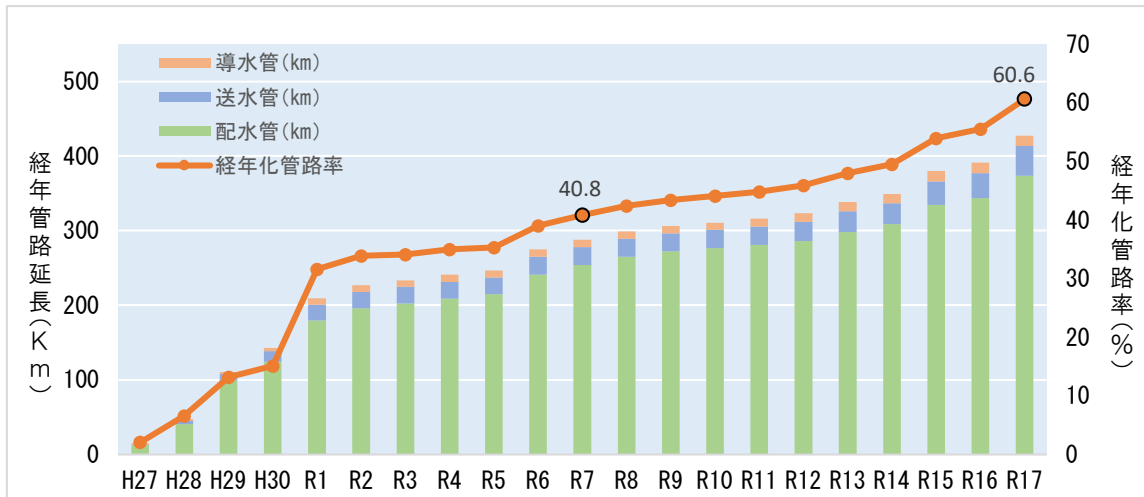
●現状

各浄水場から配水池までの送水管延長は約116k m、配水池から各家庭への引き込みまでの配水管延長は約559k m、配水池の設置数は91ヶ所となっています。

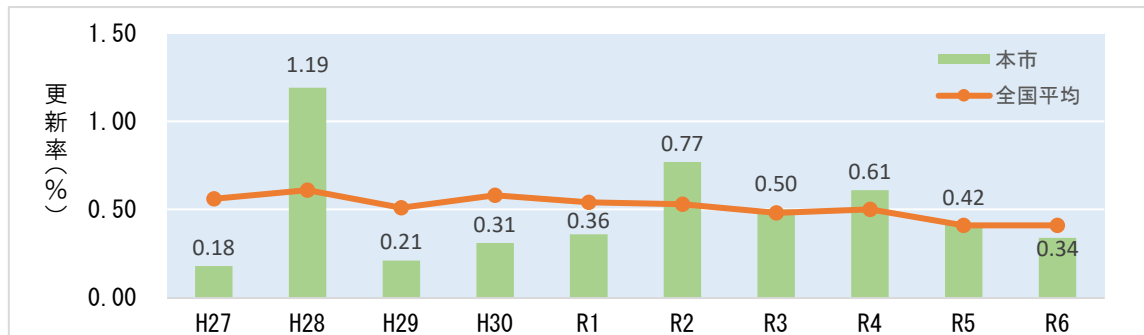
一部地域を除いては、送・配水管の経年劣化が進んでおり、毎年約80件の漏水事故が発生しています。

今後、高度成長期以降に布設された管路が一斉に更新時期を迎えます。

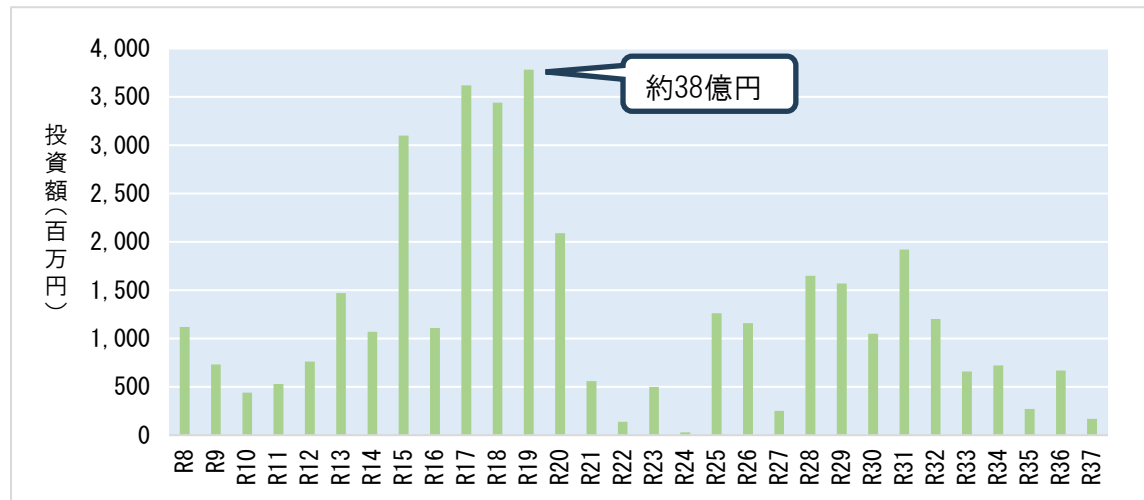
■経年化管延長と経年化管路率



■総延長に占める管路の更新率



■法定耐用年数で更新した場合の投資額



◆課題

耐用年数を超えた老朽管及び耐震性のない管については、安定的な水道水の供給を図るためにも早急な更新が必要ですが、仮に法定耐用年数で更新した場合、令和37年度までの費用総額は、既に耐用年数を経過しているものも含め約660億円となり、1年あたり22億円の更新費用が必要な計算となるため現実的ではありません。

経過年数、管種、地域特性等を踏まえて腐食状況等を把握し、計画的かつ効率的な更新を行う必要があります。

3.5 未普及地域

●現状

令和6年度末における給水区域内の普及率は99.2%、行政区域内の普及率は98.5%で水道未普及地域人口は約220人となっています。

◆課題

水道未普及地域においては、表流水を主水源として使用していますので、将来的に水源の枯渇や水質の悪化が懸念されます。

また、これらの小規模飲料供給施設は、地区住民により維持管理が行われていますが、住民の高齢化が進むとともに老朽化した施設の維持管理が課題となっています。

3.6 水質

●現状

水道は、安全で安心して飲める水を安定的に供給する必要があるため、水道法に定められた水質基準に基づき、定期及び臨時の水質検査が義務づけられています。

本市においては、毎年、水質検査項目等を明示した水質検査計画を策定後公表し、この計画に基づいた水質検査を実施しています。

また、各給水区域の末端付近における給水栓の定期水質検査については、配水系統ごとに「色、濁り、消毒の残留効果」の検査を毎日行うとともに、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査を適宜行い水道水の安全を確認しています。

浄水場では、原水・浄水それぞれに水質測定器を設置し、処理状況を常時監視しています。耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム及びジルアシアについては、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（厚生労働省）に基づき、浄水場の浄水濁度及び残留塩素を適切に管理することで対応しています。また、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）について、水道水の水質基準に新たに設定するため、令和7年6月に関係省令が公布されました。これにより、令和8年4月からPFOS及びPFOAを水質基準に引き上げ、原則3か月に1回の検査が義務付けられることとなりました。

ダムには水質安定化対策として、5箇所水流発生装置を設置して湖内の水を循環させることにより、異臭味の発生を予防するなどの水質管理を行い、異臭が発生する状況となった場合は、薬品散布などにより脱臭対策を実施しています。

◆課題

近年の水道水に対する利用者のニーズは多様化し、安全であることはもとより、よりおいしい水の供給が求められています。これらに対応するため、異臭対策など水質管理体制及び水質検査体制を充実・強化する必要があります。

3.7 災害事故対策

●現状

近年は、異常気象に伴う集中豪雨や大型台風の直撃のほか、地震等の自然災害が多数発生し、全国各地に甚大な被害を与えています。このような非常事態においても、水道事業体は生命や生活維持のための水を確保し、給水することが求められます。

このため、本市においては、浄水施設、送・配水施設などの基幹的な水道施設の更新を進めるほか、被災した場合でも速やかに復旧できる体制の確立を図っていますが起伏が激しい地理的特性から多くのポンプ場・配水池を有するため、施設稼働において電力に依存したものとなっています。

また、基幹的な水道施設が1本の管路で繋がっているため、この管路が破損した場合、他の水系からの支援が難しく長期にわたる断水が想定されます。

◆課題

災害事故の対策としては、ハード、ソフト両面での備えが必要です。

ハード面では、耐震基準を満たしていない水道施設と老朽管路の計画的な更新が必要です。全長約 707kmにも及ぶ管路の耐震化には多額の費用を要するため、基幹管路である導水管、送水管及び医療機関等の重要施設までの配水管などを優先的に更新するなど計画的で効率的な更新が求められます。

また、施設によっては、険しい山道であったり、道そのものがないようなところに建設されているため、被災時に速やかに対応できるよう日頃の点検等にあわせて除草等を行うなど、施設周辺環境整備も重要です。

一方、ソフト面では、災害発生時の応急対策を迅速かつ確実に実施するため、「台風・停電災害対策マニュアル」、「地震災害対策マニュアル」といった各種危機管理マニュアルの更新が重要です。併せて、応急給水方法の検討、応急給水用備品や応急復旧用資機材の備蓄を拡充するとともに、他の水道事業体や民間業者等からの調達経路の確保など緊急時の体制整備を図る必要があります。特に、拠点給水施設の選定や給水車等による運搬体制を明確にするとともに利用者への周知についても検討が必要です。

また、災害の発生に伴う大規模な断水を想定し、日本水道協会九州地方支部管内の水道事業体と締結している「災害時における相互応援に関する協定」のもと、迅速な応急給水活動や円滑な応急復旧工事が実施できる支援体制の継続が必要です。

3.8 利用者サービス

●現状

合併後、旧市町村間で格差があった料金については、平成21年4月から統一を行い利用者負担の適正化を図りました。その後、平成26年4月に経営状況の悪化に伴う改定、令和元年10月に消費税増税に伴う改定を行い現行の料金となりました。

一方、水道事業を取り巻く環境の変化や利用者の生活様式の多様化に対応するため取扱金融機関での支払や口座振替に加え、コンビニエンスストアでの取扱いを追加したほか、令和6年度からはスマホ決済を導入し、納付機会の拡大を図りました。

また、開栓や休止などの電話による受付に加え、LINEによる受付を開始し、利便性の向上に努めています。

さらに、浄水場等の施設見学や広報誌、ホームページを活用した情報提供の充実などに努めています。

■水道料金（令和元年10月1日施行）

①口径別給水料金

料金区分		口径区分		
		20mm以下	25mm及び30mm	40mm以上
基本料金		1,663	2,493	3,325
従量料金	使用水量が5m ³ までの部分 1m ³ につき	56	68	79
	使用水量が5m ³ を超え 10m ³ までの部分 1m ³ につき	89	100	111
	使用水量が10m ³ を超え 20m ³ までの部分 1m ³ につき	244	255	266
	使用水量が20m ³ を超え 30m ³ までの部分 1m ³ につき	255	266	277
	使用水量が30m ³ を超え 100m ³ までの部分 1m ³ につき	266	277	288
	使用水量が100m ³ を超える部分 1m ³ につき	277	288	300

②臨時給水料金 基本料金1,663円 超過料金1m³につき398円

③船舶その他給水料金 1m³につき265円

◆課題

水道料金については、令和元年10月に消費税増税に伴う改定を行ったものの、平成26年4月から大きな改定は行っておりません。また、水道事業を継続していくためには、適正な施設の整備、維持、運営が必要となり、これを支えるための水道料金は適正なものでなくてはなりません。そのため、計画年度内に水道料金の改定を行う必要があります。

3.9 事業経営

(1) 収益的収支

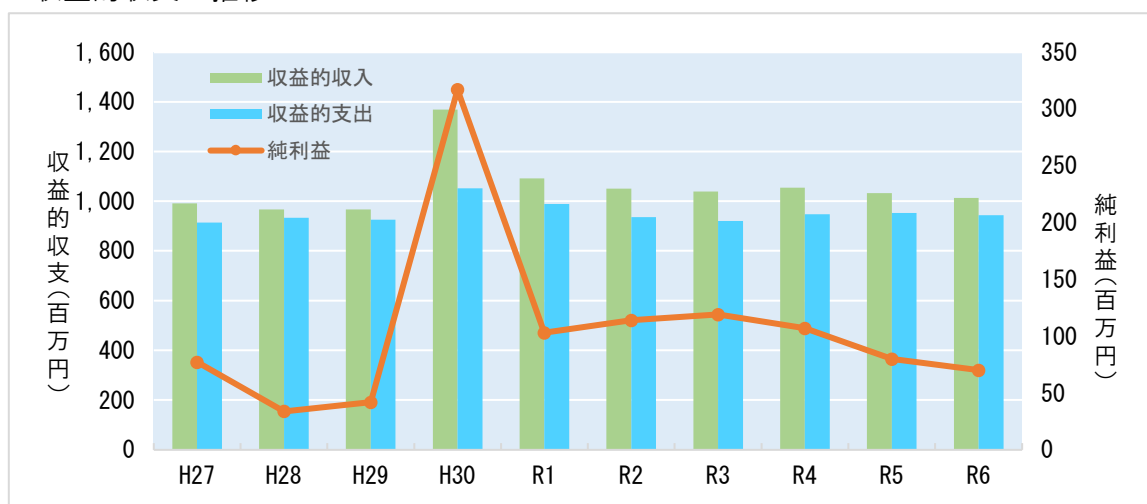
●現状

収益的収入の大部分を占める給水収益については、人口の減少に加え、個人需要者のライフスタイルの変化等により減少傾向にあります。なお、平成30年に大きく伸びているのは、一般会計繰入金の収益化に伴う特別利益の計上による一時的なものです。

一方、収益的支出については、近年の人件費の増加はもとより、物価高騰により動力費や薬品費などの維持管理経費が年々増加しており、また、老朽化の進行により施設・設備の改修費用においても増加傾向にあります。

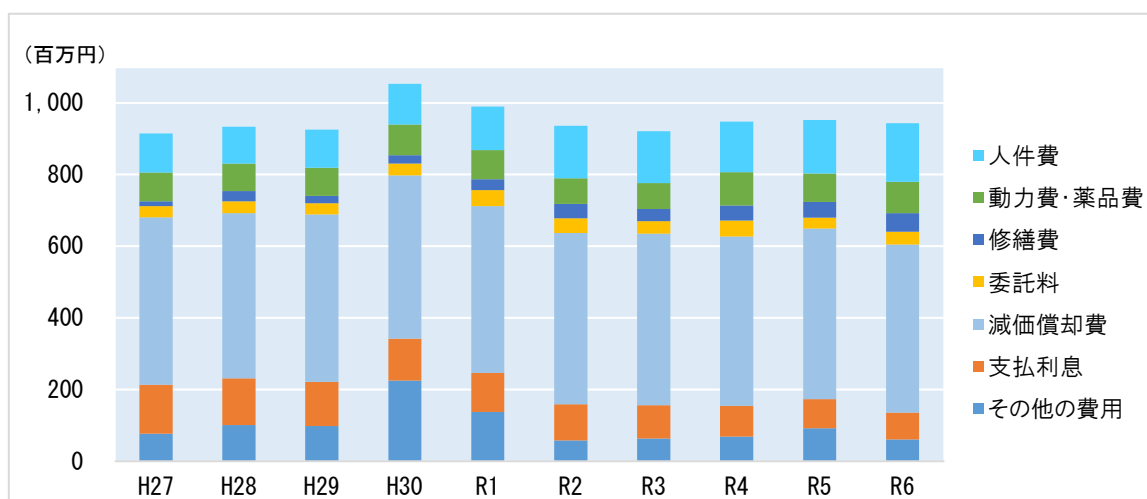
経営の健全性を表す指標である経常収支比率、及び給水にかかる費用のうち水道料金で回収した割合を示す料金回収率は、共に 100%を上回っており一定の健全性は保たれています。また、施設の有効性を示す施設利用率は、施設の統合や廃止を実施してきたことにより近年では全国平均と比べて高い状況にあります。

■収益的収支の推移

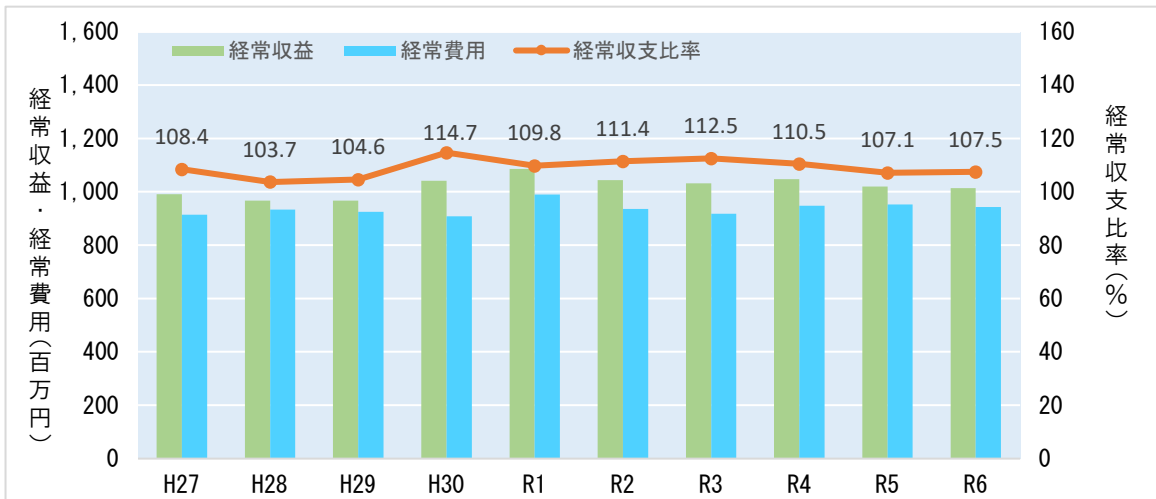


※H30年度の純利益の増加は、会計基準の見直しに伴う長期前受金戻入の計上によるもの

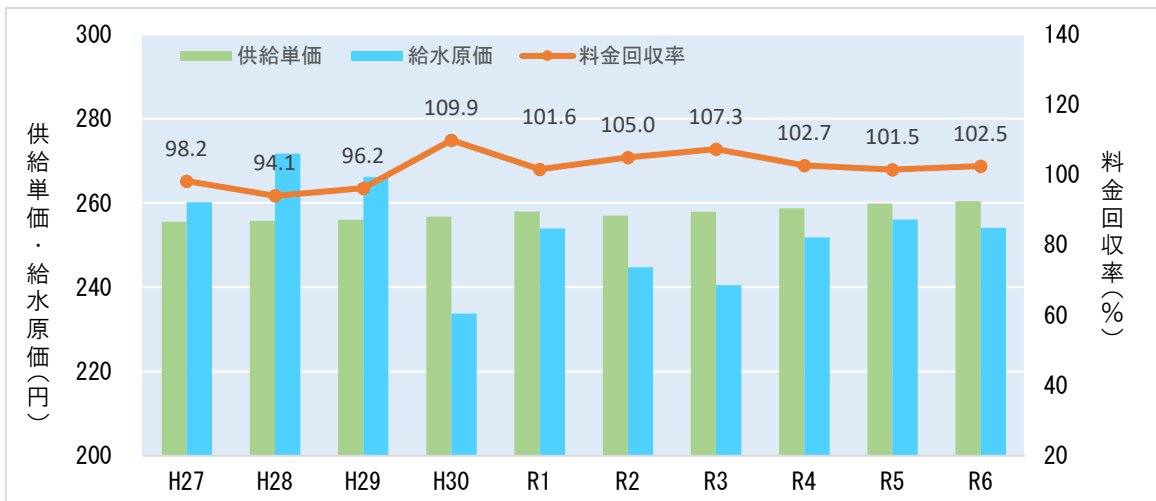
■費用構成



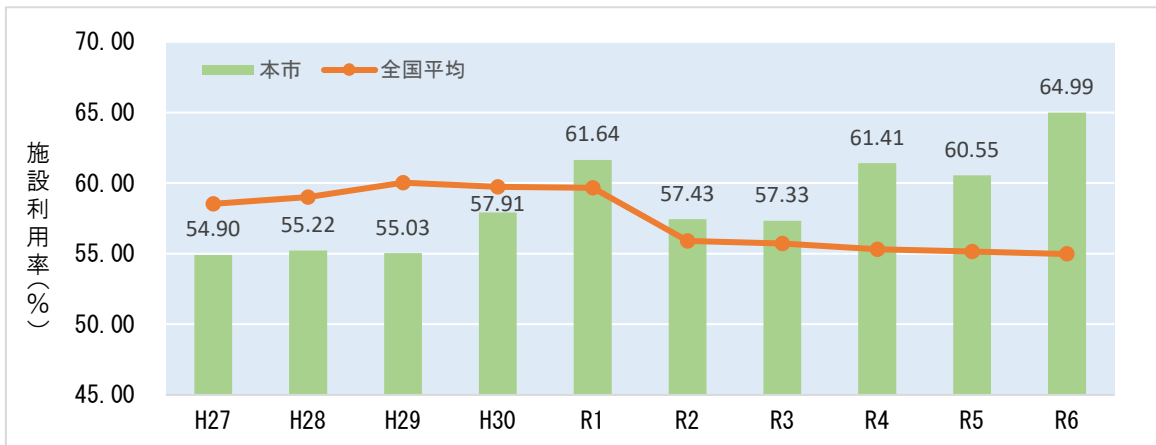
■ 経常収支比率 (経常収益/経常費用×100)



■ 料金回収率 (供給単価/給水原価×100)



■ 施設利用率 (1日平均配水量/1日配水能力×100)



◆ 課題

平成26年度の料金改定以降、経常収支比率は100%を超えておりますが、最近ではやや減少傾向にあります。今後、給水人口の減少による水道料金収入の減少が予想される一方で、水道施設等の安全対策や施設の更新費用、および維持管理費などの支出は増加しており、将来、純損失が生じる可能性があることから、事業経営の効率化と財政基盤の強化が必要です。

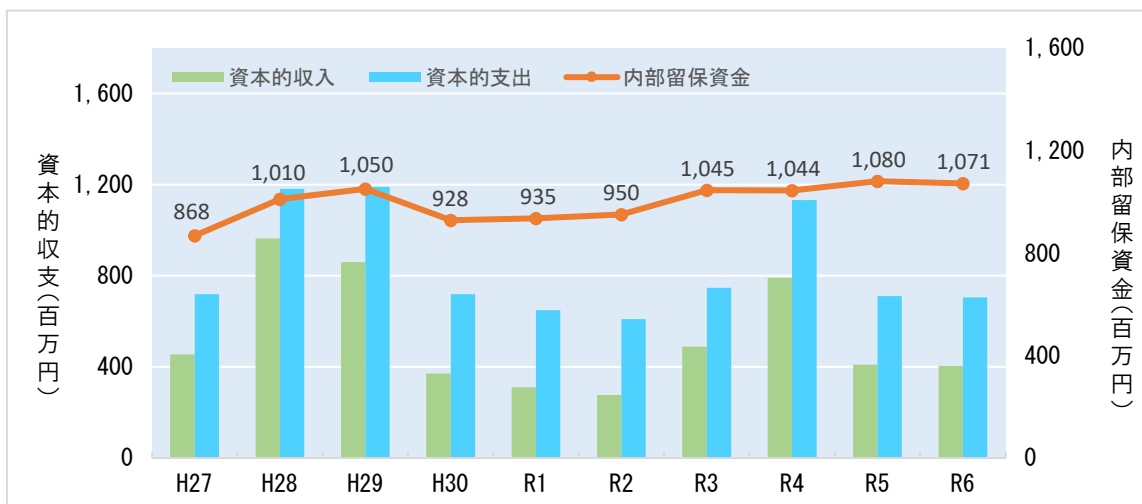
(1) 資本的収支

●現状

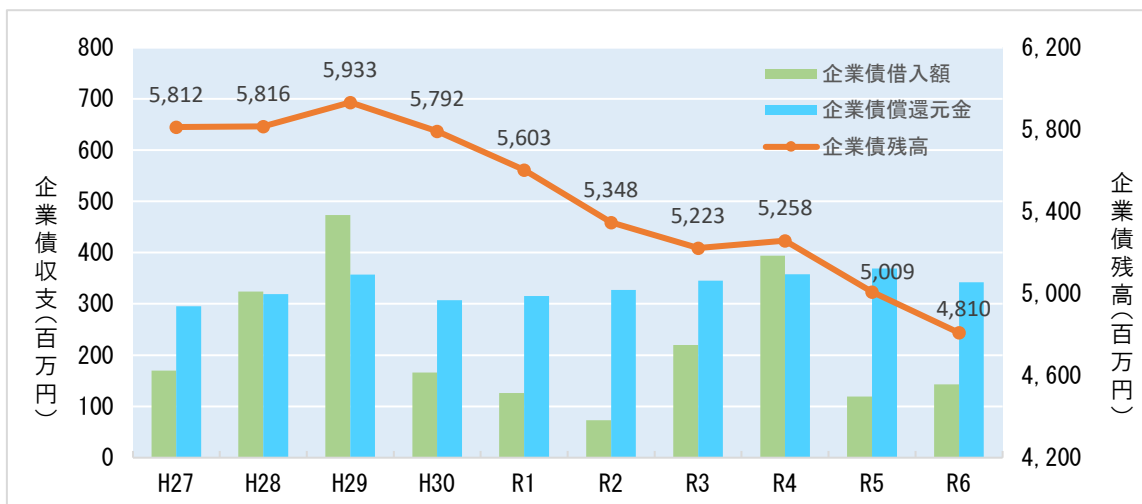
平成28・29年度では、田平地区統合簡易水道事業及び平戸上水道統合整備事業の実施に伴い、資本的収入及び支出ともに大幅に増加しました。その後、減少に転じましたが、令和2年度からの神の川浄水場改修事業の実施に伴い再び増加しています。

また、企業債残高については、平成29年度に約59億円とピークを迎え、その後は事業規模の縮小と借入額を上回る元金の償還により減少傾向にあります。

■資本的収支の推移



■企業債残高の推移



◆課題

これまで施設整備を行うための財源として企業債を借り入れてきたことにより、給水収益に対する企業債残高の割合が他事業体と比較して高くなっています。

年々、企業債残高は減少していますが、未だ給水収益の約 6.8 倍にのぼる企業債残高を有しており、近年の人口減少社会においては費用を将来世代が過度に負担することになりかねないため、企業債の借入については慎重に検討する必要があります。

3.10 組織体制

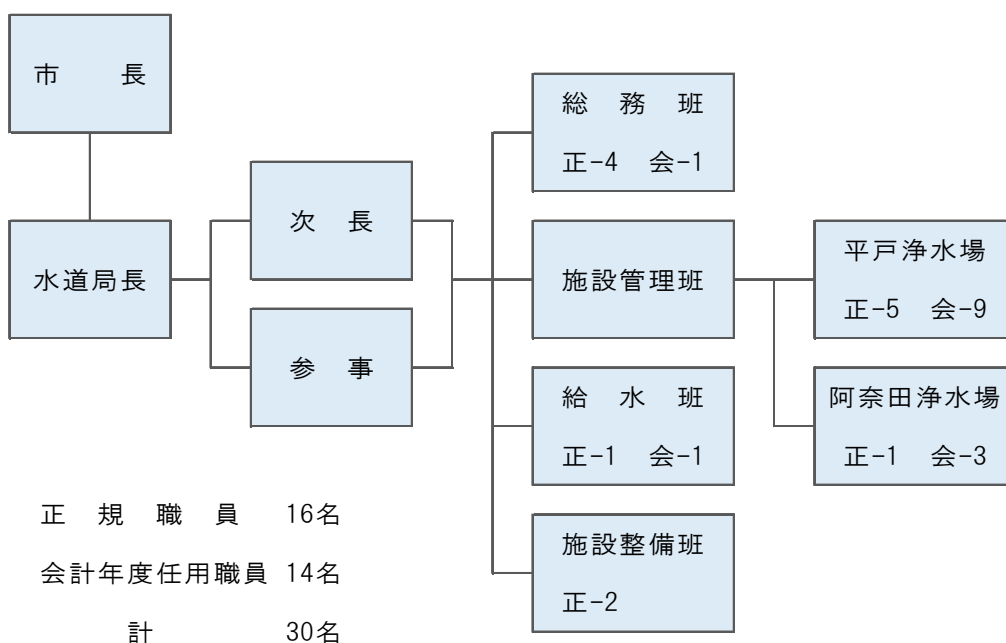
●現状

本市の水道事業に係る組織体制は、以下のとおり構成されており、平成17年度の市町村合併時の職員数29人から、令和7年度現在は13人減の16人の職員で業務を遂行しています。職員の平均年齢は44歳、平均経験年数は15年です。

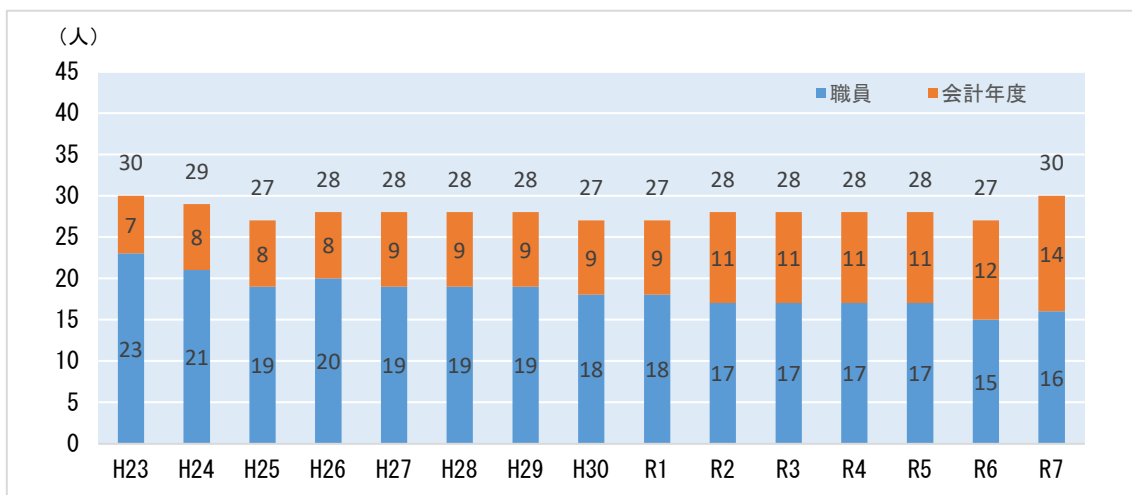
職員のうち、40歳以上の職員が全体の3分の2以上を占めています。これは、水道技術の高い専門性を持った職員が多くいる反面、若手技術職員の確保、及び人材育成が求められます。

また、職員の退職による欠員を会計年度任用職員で補充しているため、総職員数に占める会計年度任用職員の割合が高くなっています。

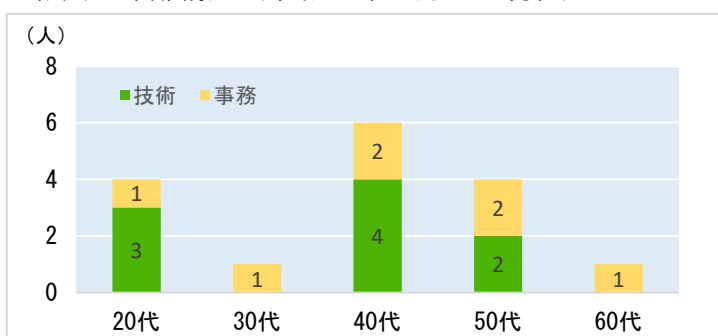
■水道局組織略図（令和7年4月1日）



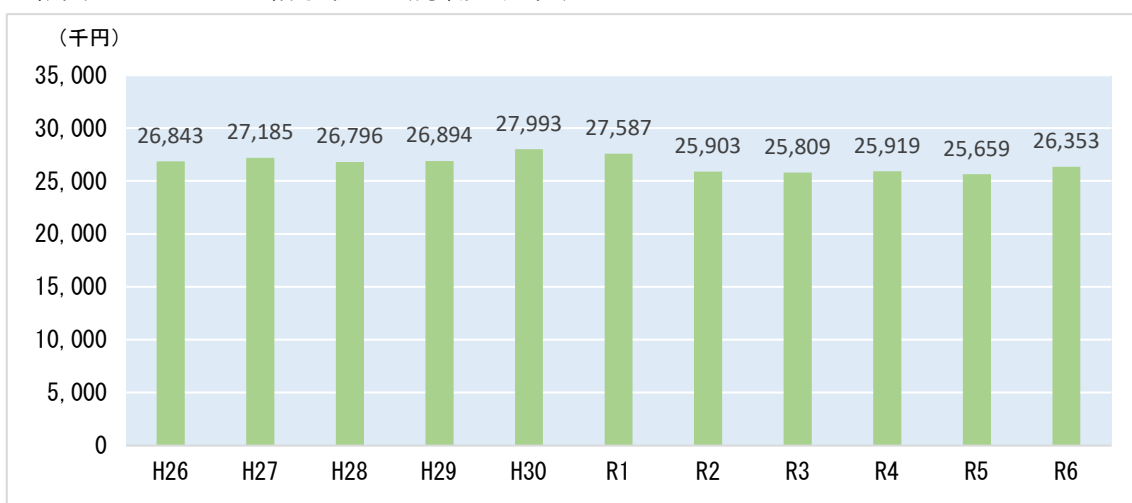
■職員数の推移



■ 職員の年齢構成（令和7年4月1日現在）



■ 職員一人当たりの給水収益（労働生産性）



◆ 課題

職員数が年々減少していることに加え、職員の高年齢化が進んでおり、技術職員の適正な定員管理が必要となります。

漏水、断水時の維持修繕作業や施設改修等に要する水道技術は、マニュアルだけで習得できるものではなく、時間をかけてこそ得られる経験、知識による部分が多くを占めています。確実な技術の継承がなければ、将来の安定給水に支障をきたす恐れがあります。

また、組織の体制については、その時々状況に応じた「最も生産性が高くなる組織のあり方」を目指して、見直していく必要があります。

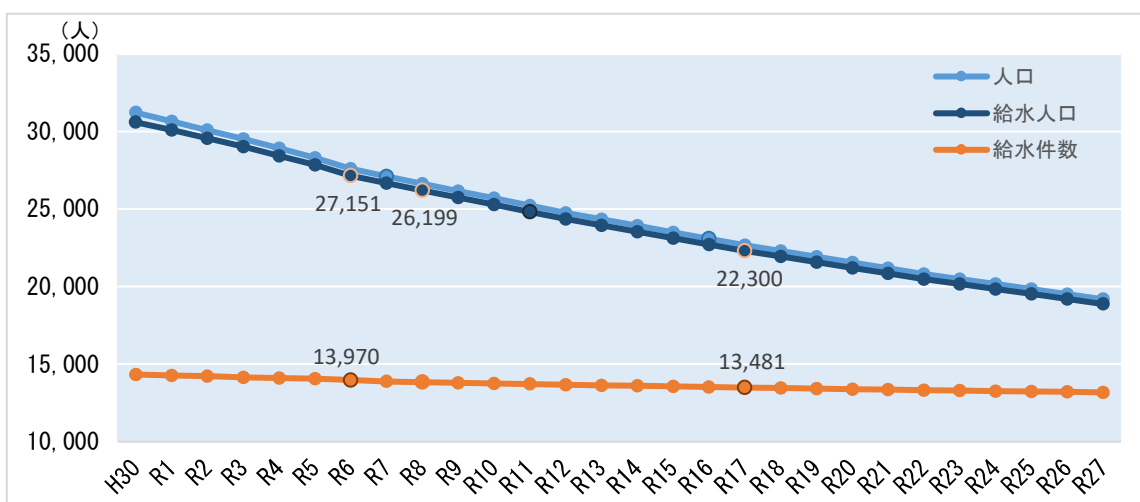
第4章 水需要予測

4.1 給水人口の予測

本市における最新の将来推計人口は、「平戸市未来創造羅針盤（第2次平戸市総合計画）」で示されています。この中では、「平戸市総合戦略」による人口減少抑制対策の効果により、合計特殊出生率が高い水準を維持、かつ社会増減が令和22年度にゼロとなるように改善されていくと仮定した独自の推計を行っています。

本ビジョンにおいてもこの推計をもとに給水人口を予測したところ、令和6年度末で27,151人ですが、令和17年度には22,300人となり約18%減少する見込みです。

■給水人口の予測（※令和7年以降は推計値）



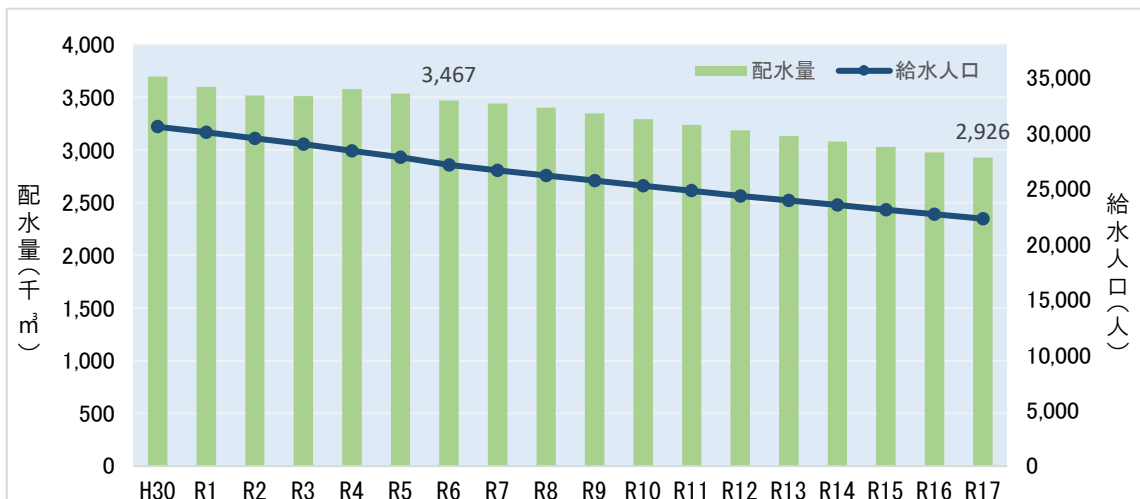
4.2 水需要の予測

将来の水需要は給水人口や一人が使う水量の動向により左右されます。

人口減少局面において水道サービスのレベルを維持、向上させるためには、事業収入の大部分を占める料金収入を的確に把握することが重要です。

給水人口の予測をもとに配水量の予測を行ったところ、令和6年度末では3,467千 m^3 ですが、令和17年度には2,926千 m^3 と約16%減少する見込みです。

■配水量の予測（※令和7年以降は推計値）



第5章 基本理念の実現に向けた目標と具体的施策

5.1 施策体系

水道ビジョンの施策体系は以下に示すとおりです。

基本理念及び基本方針を実現するために施策目標を掲げ、施策目標を達成するために具体的施策を掲げました。

基本理念	基本方針	施策目標	具体的な施策
安全で安心な水道水の安定的な供給	安全	《安全でおいしい水道水の提供》	
		(1) 適正な水質管理	水安全計画の策定
			水質検査等の実施
			適切な浄水処理方法の採用
			給水装置に対する安全性の確保
		(2) 未普及地域の解消	未普及地域への技術的な支援
	(3) 水資源保全の啓発	水環境教育の推進	
	強靱	《災害に強い水道》	
		(1) 老朽施設の更新及び基幹施設の耐震化	水道管路耐震化事業
			老朽管路更新事業
			配水管老朽仕切弁等更新事業
			管路情報システムの継続更新
			自家発電設備の整備
	(2) 危機管理体制の強化	各種緊急時対応マニュアルの見直し	
		災害復旧支援体制の確立	
	持続	《健全な供給基盤の継続》	
		(1) 効率的な事業経営	計画的な施設整備の実施
			有収率の向上
			維持管理の強化
			企業債の借入抑制
			水道料金の適正化
広域化の検討			
(2) 経営基盤の強化及び技術基盤の継承		職員の技術水準の維持・向上	
		定員管理の推進	
		給与の適正化	
(3) 利用者サービスの向上	積極的な情報提供		
	利便性の向上		

5.2 「安全」 《安全でおいしい水道水の提供》

いつでも安全・安心な水道水を安定的に供給するため、水源から給水栓に至るまでの一貫した水質管理の充実と強化に努めます。

(1) 適正な水質管理

【水安全計画の更新】

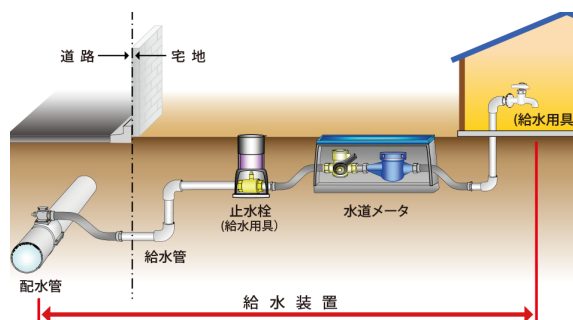
- 水源から蛇口まで、すべての過程において想定されるリスクに対する分析や評価を行い、「水安全計画」に基づき安全性の高い水道システムを構築するとともに、必要に応じて「水安全計画」の更新を行います。

【水質検査等の実施】

- 毎年度策定する水質検査計画に基づき、水道法で定められた水質検査を継続的に実施します。
- 良質な水を給水するため、末端付近の給水栓において「色、濁り、消毒の残留効果」の1日1回以上の検査を行います。

【給水装置に対する安全性の確保】

- 水道事業管理者から指定を受けた工事事業者に対し、給水装置工事の適正な施工が実施されるよう的確な指導を行います。
- 本管からの分岐以降の給水装置については、利用者所有の財産であると同時に利用者自身で適切な管理を行っていただく必要があるため、周知の徹底を図ります。



(2) 未普及地域の解消

【未普及地域への技術的な支援】

- 水道未普及地域においては、飲料水の供給施設の更新・維持管理が課題となっているため、市の関係部局と連携して技術的な支援や助言を行っていきます。

(3) 水資源保全の啓発

【水環境教育の推進】

- 浄水場見学では、水道事業や水環境に関する説明を行い、かけがえのない水資源の大切さ及び水源池保全の重要性について次世代に継承します。
- 「水道週間」の取り組みの一環として、小学生を対象に水道に関する作品募集を行い、水の大切さについての意識を持っていただけるよう努めます。

5.3 「強靱」 《災害に強い水道》

災害に強いライフラインを構築するため、老朽施設の更新・基幹施設の耐震化などを推進するとともに危機管理に対する取り組みを強化します。

(1) 老朽施設の更新及び基幹施設の耐震化

【水道管路耐震化事業（基幹管路更新）】

➤地震等の自然災害の発生時においても安定した給水を行うため、基幹管路である導水管及び送水管を順次更新し耐震化を図ります。

【水道管路耐震化事業（重要施設配水管更新）】

➤令和7年1月に策定した「平戸市上水道耐震化計画」に基づき、避難所等の重要施設に接続する配水管の耐震化を順次実施します。更新にあたっては、緊急時の給水拠点や重要給水施設までの配水ルートなど水道施設の重要度及び人命の安全確保に重要な医療機関や避難場所などへの安定給水を確保するため、優先順位を設定し耐震化を図ります。

【老朽管路更新事業】

➤漏水事故の減少及び有収率向上のため、経年劣化した管路を更新します。



送水管（φ200）の破損状況

【配水管老朽仕切弁等更新事業】

➤仕切弁体内部の腐食による赤水の発生防止及び漏水事故発生時の早急な止水を可能とするため、経年劣化した仕切弁を順次更新します。

【管路情報システムの継続更新】

➤迅速な対応が求められる漏水事故の復旧や老朽管路更新事業における優先順位の設定などを効率的に実施するため、継続的に更新します。

(2) 危機管理体制の強化

【各種緊急時対応マニュアルの見直し】

➤耐震化が十分に進んでいない状況下での災害対策として、事業継続計画の運用により事業継続性の向上に努めます。

- 災害発生時における水道水確保のための応急対策を迅速かつ確実に実施するため、現在策定済みの「台風・停電災害対策マニュアル」、「地震災害対策マニュアル」、「寒波災害による給水管破損等対策マニュアル」、「湯水対策マニュアル」などの各種危機管理マニュアルの見直しを行うことにより、スムーズな危機対応が図れるよう取り組んでいきます。

【災害復旧支援体制の確立】

- 給水タンクや非常用給水袋及び水道管接続材料等の復旧用資材の備蓄に努めます。
- 日本水道協会九州地方支部管内の水道事業体と「災害時における相互応援に関する協定」を継続していくとともに、迅速な応急給水活動や円滑な資機材の調達ができる支援体制の強化に努めます。

【自家発電設備の整備】

- 災害等で停電事故が発生した場合においても、浄水・配水機能が停止することなく水道水の供給を行うことができるよう、重要な配水池や中継ポンプ場に対する自家発電設備の整備に努めます。



ステンレス製給水タンク



非常用給水袋



災害派遣車両



被災地での給水の様子

5.4 「持続」 《健全な供給基盤の継続》

水道事業の健全な経営を維持するため、事業経営の効率化・運営基盤の強化などを推進します。

(1) 効率的な事業経営

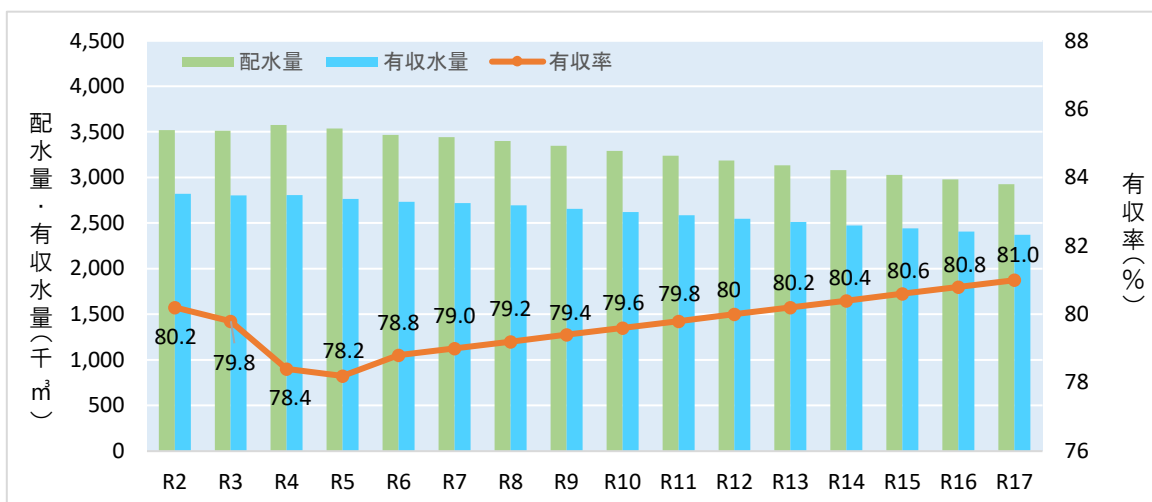
【計画的な施設整備の実施】

- アセットマネジメントの活用により重要性や緊急性を考慮して設備投資の平準化を図り計画的に事業を実施します。
- 常に水需要の動向を注視するとともに施設のダウンサイジングを検討し、更新費用の縮減に努めます。

【有収率の向上】

- 流量監視の充実や迅速かつ継続的な漏水調査及び修繕工事を継続的に実施し、有収率の向上に努めます。

■ 有収率の目標



【維持管理の強化】

- 浄水場や配水池などの各施設が正常に機能し続けられるために設備機器の保守点検、巡視点検を行います。また、万一の漏水等による配水量の増加や水位の低下、機器装置関係の異常に対して迅速な対応ができるよう維持管理体制を強化します。
- 電気・機械設備については、定期的な保守点検情報をもとに予防保全に努め、できる限り延命化することによって更新費用の削減を図ります。

【企業債の借入抑制】

- 施設の更新・改良にあたっては、今後も引き続き補助金・交付金等外部資金の確保を検討し、できる限り企業債への依存度を抑え、次世代への過度な負担を回避するよう努めます。

【水道料金の適正化】

- 給水人口の減少に伴う水道料金収入の減少が予想される中、健全な事業経営を継続するため、徹底した経費削減に努めるとともに、施設の更新等に必要な財源を確保する必要があり、その中で料金の適正化を進めます。

【広域化の検討】

- 水道事業の基盤強化のための広域化については、県を中心に関係市町と協議・検討を行っているところですが、地理的な条件により施設の統廃合、水源の融通など物理的に難しいものがあり、現段階において広域化の具体的な計画はありません。
しかしながら、災害時における応急給水や資材の相互融通など広域での支援体制の充実について引き続き検討していきます。

(2) 経営基盤の強化及び技術基盤の継承

【職員の技術水準の維持・向上】

- 自己啓発意欲の向上や個々のスキルアップを目的に、職員の経験年数や人員配置状況に合わせた各種研修を実施します。
- 日本水道協会等の外部機関が開催する各種研修会にも積極的に参加し、技術の習得に努めます。

【定員管理の推進】

- 職員の適正な定員管理を推進するとともに、職員の知識・技能・ノウハウを円滑に次世代に継承するため、水道技術職員の計画的な採用を行います。

【給与の適正化】

- 職員の給与については、市長部局に準じて適正化を図ります。

(3) 利用者サービスの向上

【積極的な情報提供】

- 水道料金、業務状況及び各種手続き等に関する情報を市のホームページや広報紙などでわかりやすく提供します。

【利便性の向上】

- 時代の変遷により生活様式が多様化するなかで、利用者のニーズを的確にとらえ、eL-QRを活用した収納などDXについての取組を実施することにより、更なる利便性の向上を図ります。

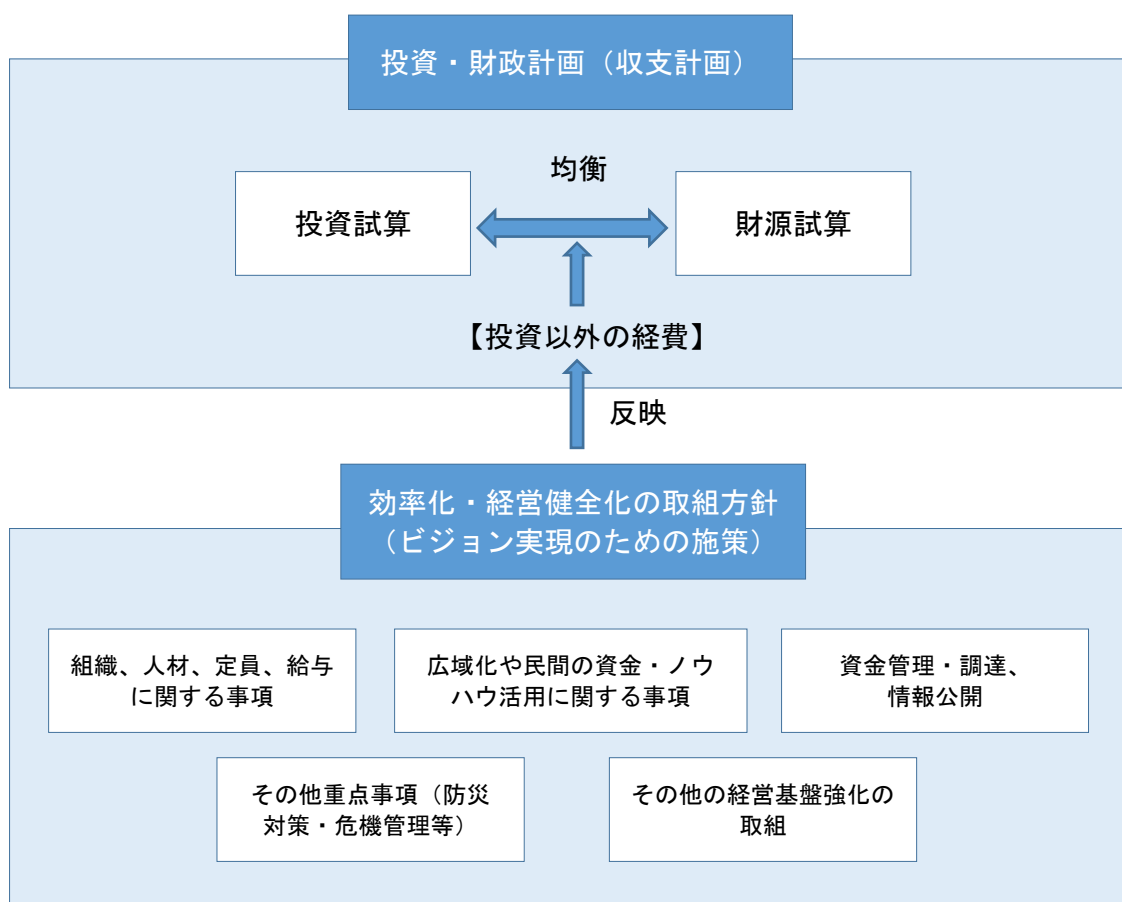
第6章 経営の見通し

6.1 経営戦略の概要

経営戦略とは、将来にわたって安定的に事業を継続していけるよう、総務省が水道事業者等の地方公共団体に対して策定を求める中長期的な経営の基本計画のことで、「投資・財政計画（収支計画）」が主な内容となります。

投資・財政計画とは、事業の効率化や経営の健全化による取組みを反映した投資以外の経費を含めたうえで、施設・設備に関する投資の見通しを試算した「投資試算」における支出と、財源の見通しを試算した「財源試算」における収入が均衡するように調整した収支計画です。

■経営戦略のイメージ



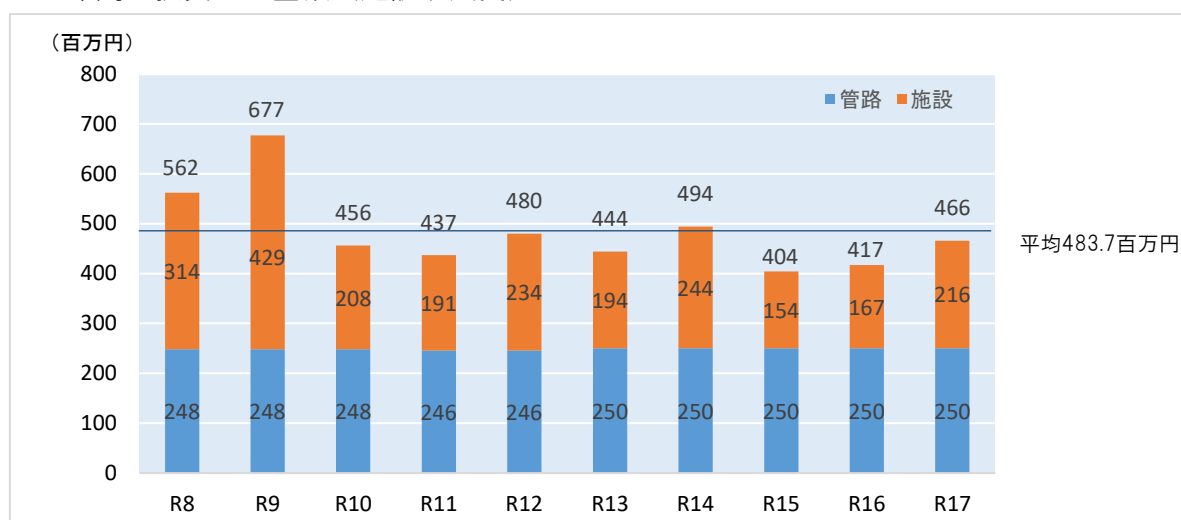
6.2 投資計画

今後10年間の具体的な投資計画を「平戸市総合計画アクションプラン」に基づき策定しました。

■投資スケジュール

項目	事業内容	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
水道管路耐震化事業 (基幹管路更新)	導水管・送水管耐震化	←→										
水道管路耐震化事業 (重要施設配水管更新)	重要施設配水管耐震化	←→										
老朽管路更新事業	老朽管路更新	←→										
水道施設耐震診断事業	配水池等耐震診断				←→							
平戸浄水場施設更新整備事業	非常用発電機更新		←→									
	電気室盤更新				←→							
	平戸浄水場ろ過池排水弁更新								←→			
	平戸浄水場排水処理施設更新									←→		
	平戸浄水場水質計器更新										←→	
阿奈田浄水場施設更新整備事業	阿奈田浄水場沈殿池掻寄機更新							←→				
遠隔監視システム整備事業	各地区	←→										
神の川ダム橋梁改修事業	改修工事	←→										
早福第2水源ろ過機更新事業	更新工事		←→									
自家発電設備整備事業	赤坂配水池ほか	←→										
配水管老朽仕切弁等更新事業	仕切弁取替	←→										

■10年間の投資予定金額（建設改良費）



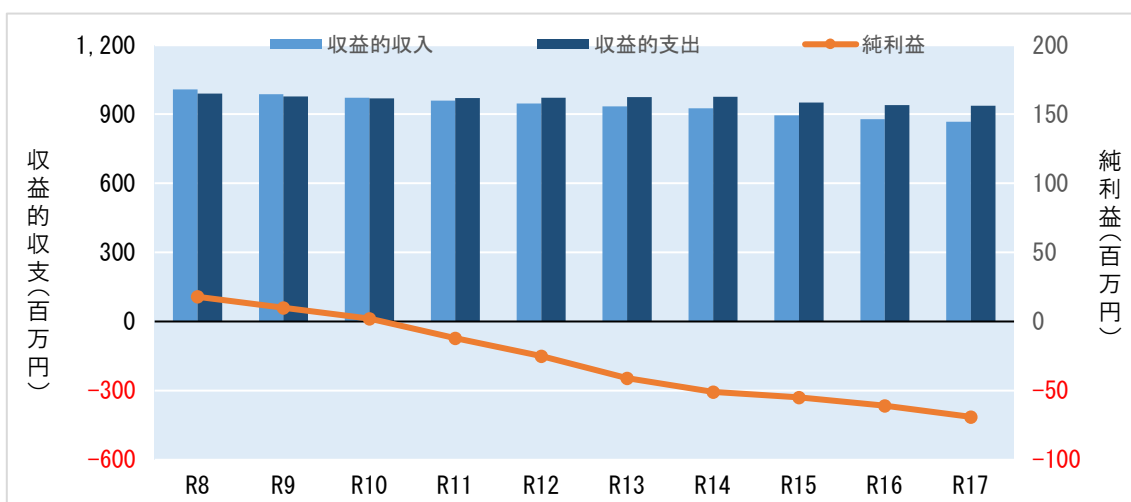
6.3 財政計画

(1) 収益的収支の予測

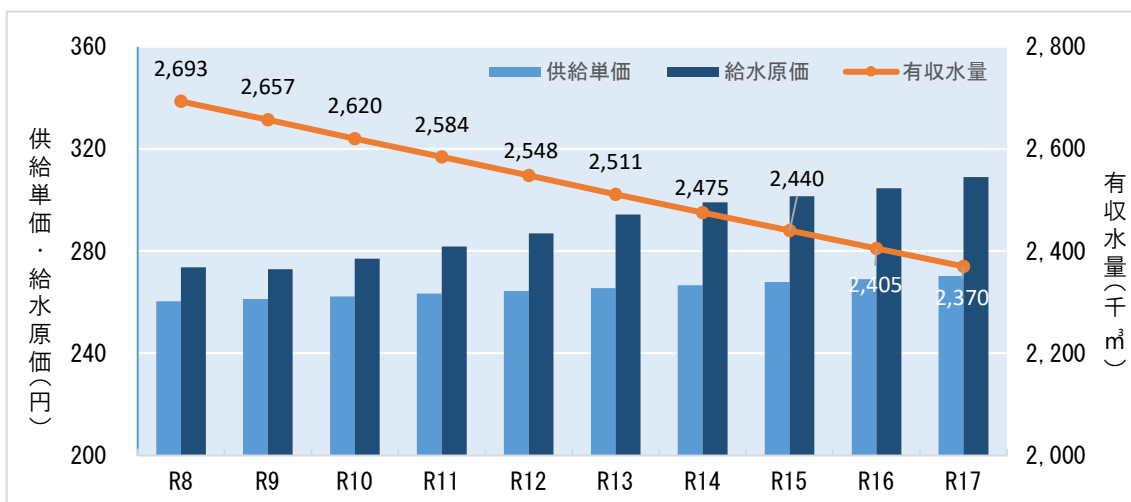
給水人口の減少や節水型機器の普及に伴い、料金収入は今後ますます減少する見込です。一方、老朽化した施設の改修費用や、物価高騰などによる維持管理経費の増加が見込まれます。それにより、現行の料金体系では、令和11年度には純損失となり、令和12年度では留保資金を概ね使い切ってしまう見込みです。

本市は、地形的特性から広範囲に多くの水道施設が点在しており、多額の維持管理経費を必要とします。持続可能な水道事業を実現するため、施設の統廃合やダウンサイジングを検討し経費の縮減に努めるとともに、施設の更新等に必要な財源を確保する必要があります。その中で水道料金の適正化を進めていく必要があります。

■ 収益的収支



■ 供給単価・給水原価

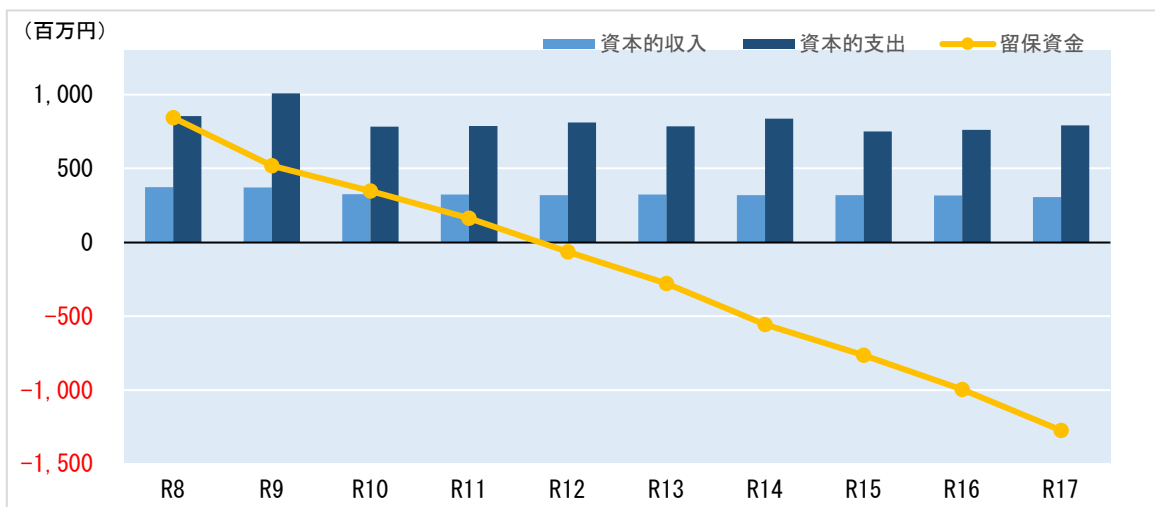


(2) 資本的収支の予測

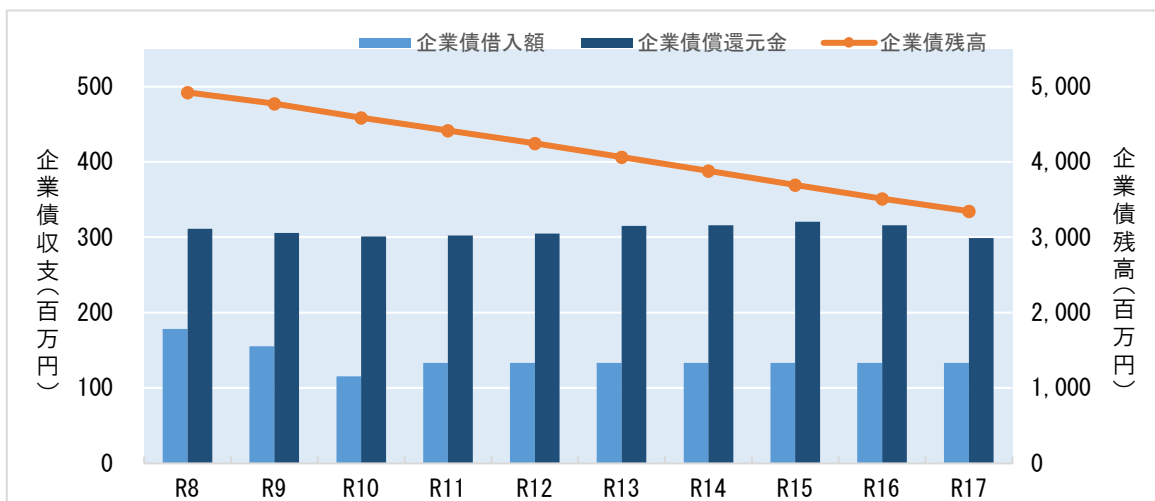
老朽化施設の更新や水道管の耐震化など令和17年度までの事業費は約50億円を見込んでいます。現行の水道料金では、令和12年度に留保資金を使い切ってしまう見込みとなるため、有利な財源や企業債を活用し投資資金を確保する必要があります。

企業債残高は、年々減少する見込みですが、投資の財源として発行する企業債は、将来世代に負担を残すことにつながるため、その発行については慎重に検討する必要があります。

■資本的収支



■企業債残高

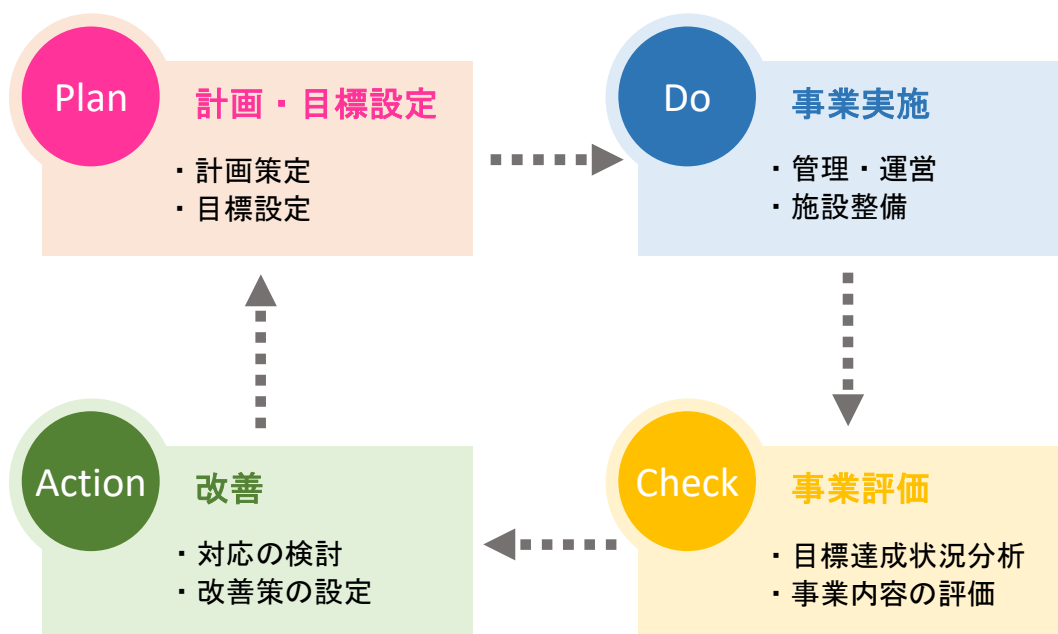


7.1 事後検証

本ビジョンで掲げた各施策は、事業を推進していく過程において、様々な事業環境の変化に対応できるよう、PDCAサイクル（Plan-Do-Check-Action）を用いて進捗管理を実施します。

進捗管理では、計画の策定や目標の設定を行った上で、管理・運営や施設整備等の事業を推進していきます。

また、分かり易く客観性のある業務指標を用いて、事業の進捗状況を評価・検証し、それをもとに改善策を検討するとともに、計画の見直しを行います。計画の見直しは、概ね5年毎に実施し、フォローアップを図ります。



■平戸市水道事業の沿革

	旧平戸地区	旧生月地区	旧田平地区	旧大島地区
大正13年	・平戸上水道（旧平戸町） 給水開始			
昭和30年	・平戸上水道 第1次拡張事業着工 ・川内簡易水道給水開始			
昭和31年			・田平地区簡易水道 給水開始	
昭和33年	・神曾根第1ダム完成 ・赤坂浄水場完成	・生月上水道給水開始		
昭和34年	・津吉志々伎簡易水道 給水開始			
昭和36年	・田助幸の浦簡易水道 給水開始			
昭和39年	・前津吉地区水道 漁協より移管			・東西神浦、折目下地区 給水開始
昭和40年	・紐差簡易水道給水開始			
昭和41年	・平戸上水道 第2次拡張事業着工 ・船越簡易水道給水開始			
昭和42年	・早福簡易水道給水開始			
昭和44年	・神曾根第2ダム完成 ・宝亀簡易水道給水開始			
昭和52年	・獅子簡易水道給水開始 ・平戸上水道 第3次拡張事業着工			
昭和53年	・中津良簡易水道給水開始 ・野子宮の浦簡易水道 給水開始	・御崎簡易水道給水開始		
昭和54年	・大川原簡易水道給水開始 ・平戸浄水場完成	・神の川ダム完成		
昭和55年	・箕の坪ダム完成			
昭和56年	・度島簡易水道給水開始 （海底送水管完成）			・轟川砂防ダム完成
平成元年			・久吹ダム完成	
平成3年	・南部上水道給水開始 ・平戸上水道 第4次拡張事業着工			
平成5年	・油水地区給水開始		・南部地区簡易水道 給水開始	
平成7年	・木場、田崎、神鳥地区 給水開始	・桜川ダム完成		
平成10年			・東部地区簡易水道 給水開始	
平成12年				・東流川砂防ダム完成 ・的山大島地区簡易水道 給水開始
平成15年	・中南部上水道 統合整備事業着工（～H22）			
平成19年			・田平浄水場完成	
平成21年	・阿奈田ダム完成			
平成22年			・南部地区簡易水道 基幹改良事業着工（～H29）	・的山大島地区簡易水道 基幹改良事業着工（～H26）
平成24年			・田平地区統合簡易水道 事業着工（～H30）	
平成26年	・度島地区簡易水道 基幹改良事業着工（～H28）			
平成27年	・平戸上水道 統合整備事業着工（～R元）			
平成29年			・下亀浄水場完成	
令和5年		・神の川浄水場改修完成		
令和6年	・主師地区給水開始			

税抜き(単位:千円)

区 分		年 度	R7 (決算見込)	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		689,928	642,500	699,286	692,345	685,473	678,671	671,936	665,269	658,668	652,133	645,664	
	(1) 料 金 収 入		685,663	638,162	694,086	687,145	680,273	673,471	666,736	660,069	653,468	646,933	640,464	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		50	50	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
	(3) そ の 他		4,215	4,288	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	2. 営 業 外 収 益		311,238	360,530	288,390	278,651	272,860	267,918	261,552	259,307	235,946	225,838	221,549	
	(1) 補 助 金		58,556	98,269	25,979	24,803	22,843	20,862	18,842	16,753	14,759	12,804	10,966	
	他 会 計 補 助 金		58,556	98,269	25,979	24,803	22,843	20,862	18,842	16,753	14,759	12,804	10,966	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		242,991	251,870	252,020	243,457	242,120	240,281	235,935	235,779	214,412	206,259	203,808	
	(3) そ の 他		9,691	10,391	10,391	10,391	7,897	6,775	6,775	6,775	6,775	6,775	6,775	
	収 入 計 (C)		1,001,166	1,003,030	987,676	970,996	958,333	946,589	933,488	924,576	894,614	877,971	867,213	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		902,279	899,887	882,594	875,931	878,504	880,934	885,836	889,176	865,043	855,907	856,093
		(1) 職 員 給 与 費		164,759	161,624	163,238	162,478	160,978	162,586	164,212	165,854	167,514	169,192	170,883
		基 本 給 酬 等 (会 計 年 度 任 用 職 員)		57,856	61,421	62,019	61,214	61,810	62,411	63,019	63,632	64,252	64,879	65,511
そ の 他			36,013	30,870	31,178	31,490	29,608	29,904	30,203	30,505	30,810	31,118	31,429	
(2) 経 費			254,294	254,996	226,829	228,492	230,171	231,867	239,582	241,313	243,060	244,824	246,606	
動 力 費			88,915	88,993	84,467	85,311	86,164	87,026	87,896	88,775	89,663	90,560	91,465	
修 繕 費 (路 面 復 旧 費 含)			53,900	53,194	50,000	50,000	50,000	50,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	
材 料 費			6,855	6,256	5,000	5,000	5,000	5,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
そ の 他			104,624	106,553	87,362	88,181	89,007	89,841	90,686	91,538	92,397	93,264	94,141	
(3) 減 価 償 却 費			482,225	482,266	491,526	483,960	486,354	485,480	481,041	481,008	453,468	440,890	437,603	
(4) 資 産 減 耗 費			1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	
2. 営 業 外 費 用			89,494	88,671	94,581	93,432	91,576	90,134	89,045	86,791	84,949	82,676	79,955	
(1) 支 払 利 息			70,903	71,693	77,305	76,486	74,646	73,200	71,650	69,892	68,047	66,103	64,304	
(2) そ の 他		18,591	16,978	17,276	16,946	16,930	16,934	17,395	16,899	16,902	16,573	15,651		
支 出 計 (D)		991,773	988,558	977,175	969,363	970,080	971,068	974,881	975,967	949,992	938,583	936,048		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		9,393	14,472	10,501	1,633	△ 11,747	△ 24,479	△ 41,393	△ 51,391	△ 55,378	△ 60,612	△ 68,835		
特 別 利 益 (F)		3	3,621											
特 別 損 失 (G)		93	93	100	100	100	100	100	100	100	100	100		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 90	3,528	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		9,303	18,000	10,401	1,533	△ 11,847	△ 24,579	△ 41,493	△ 51,491	△ 55,478	△ 60,712	△ 68,935		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		427,647	345,647	256,048	257,581	245,734	233,002	204,241	181,511	148,763	120,799	79,828		
剰 余 金 処 分 額		△ 100,000	△ 100,000											
当 年 度 の 留 保 資 金 残 高		1,026,411	844,261	519,192	348,479	161,612	△ 63,864	△ 278,624	△ 555,435	△ 764,523	△ 994,789	△ 1,272,096		

税込み(単位:千円)

年 度		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
区 分		(決算見込)											
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	566,500	178,000	155,400	115,400	133,300	133,300	133,300	133,300	133,300	133,300	133,300	
	うち資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金	42,200	10,400	24,600	24,300	4,100							
	3. 他 会 計 補 助 金	134,825	127,083	121,372	117,747	117,566	117,614	122,682	117,231	117,265	113,640	103,495	
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金	143,373	56,666	66,666	66,666	66,666	66,666	66,666	66,666	66,666	66,666	66,666	
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工 事 負 担 金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	9. そ の 他	10	10										
計 (A)	888,908	374,159	370,038	326,113	323,632	319,580	324,648	319,197	319,231	315,606	305,461		
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純 計 (A)-(B) (C)	888,908	374,159	370,038	326,113	323,632	319,580	324,648	319,197	319,231	315,606	305,461		
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	947,414	542,531	703,079	481,136	484,194	506,354	470,316	520,779	430,144	443,910	493,278	
	うち職員給与費	15,872	15,524	15,679	15,836	15,994	16,154	16,316	16,479	16,644	16,810	16,978	
	2. 企 業 債 償 還 金	321,110	311,085	305,427	301,027	302,256	304,887	314,979	315,813	320,345	315,709	298,651	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
5. そ の 他													
計 (D)	1,268,524	853,616	1,008,506	782,163	786,450	811,241	785,295	836,592	750,489	759,619	791,929		
資 本 的 収 支 不 足 額 (E)	379,616	479,457	638,468	456,050	462,818	491,661	460,647	517,395	431,258	444,013	486,468		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	240,235	231,397	240,507	241,504	245,235	246,200	246,107	246,230	240,057	235,632	234,796	
	2. 減 債 積 立 金	54,695	200,150	335,470	172,246	175,019	200,897	173,267	225,320	153,610	169,554	208,372	
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他	84,686	47,910	62,491	42,300	42,564	44,564	41,273	45,845	37,591	38,827	43,300	
計 (F)	379,616	479,457	638,468	456,050	462,818	491,661	460,647	517,395	431,258	444,013	486,468		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	5,055,041	4,921,956	4,771,929	4,586,302	4,417,346	4,245,759	4,064,080	3,881,567	3,694,522	3,512,113	3,346,762		

○他会計繰入金

年 度		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
区 分												
収 益 の 収 支 分		58,556	98,269	25,979	24,803	22,843	20,862	18,842	16,753	14,759	12,804	10,966
	うち基準内繰入金	58,556	98,269	25,979	24,803	22,843	20,862	18,842	16,753	14,759	12,804	10,966
	うち基準外繰入金											
資 本 的 収 支 分		177,025	137,483	145,972	142,047	121,666	117,614	122,682	117,231	117,265	113,640	103,495
	うち基準内繰入金	177,025	137,483	145,972	142,047	121,666	117,614	122,682	117,231	117,265	113,640	103,495
	うち基準外繰入金											
合 計		235,581	235,752	171,951	166,850	144,509	138,476	141,524	133,984	132,024	126,444	114,461

平戸市水道ビジョン2026
－ 2026 ～ 2035 －

平戸市水道局

TEL 0950 (22) 3838 (代)

〒859-5114 平戸市築地町536-1

<https://www.city.hirado.nagasaki.jp/kurashi/life/water/>